

環境委員会資料

令和3年2月12日

【所管事務の調査（報告）】

行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査
結果について

上 下 水 道 局

行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査結果について

1 調査期間

令和2年12月25日～令和3年1月15日

2 調査対象

上下水道局において、令和2年12月1日時点で使用許可、貸付及び使用承認を行っているもの

※「使用許可」とは、行政財産の本来の用途又は目的を妨げない限度において上下水道局以外の者に使用させるため、相手方からの申請を受けて許可を行うもの

【主な内容】土地に設置する電柱、支線、標識柱、管路など（全体の47%程度）

「貸付」とは、主に普通財産を本市以外の者に使用させるため、私法上の契約を締結するもの

【主な内容】建物内及び土地に設置する自動販売機（全体の78%程度）

「使用承認」とは、上下水道局の上・工・下水道事業会計が所管する財産を、他の事業会計に使用させるため、申請を受けて承認を行う局の内部における手続

【主な内容】土地に設置する上下水道事業の水道管、下水管、上下水道局設備

3 調査内容

使用許可等1件ごとに、光熱水費等の有無、算定方法及び徴収状況などについて確認を行った。

4 調査結果

(件)

種別	使用許可	貸付	使用承認	合計
合計件数【下記 1 + 2】	641	92	48	781
内容				
1 公有財産の附帯設備等を使用していないもの（光熱水費等がかからないもの）	610	64	45	719
2 公有財産の附帯設備等を使用しているもの（光熱水費等がかかるもの）【a + b】	31	28	3	62
a 光熱水費等を徴収しているもの	23	28	3	54
適切な光熱水費等を徴収しているもの	23	28	3	54
光熱水費等の算定に疑義が生じているもの	0	0	0	0
b 光熱水費等を徴収していないもの	8	0	0	8
使用者等が附帯設備事業者に直接光熱水費等を支払っているもの	1	0	0	1
使用者等から適切な事由により光熱水費等を徴収しておらず、許可書等にも不備がないもの	2	0	0	2
許可書等において光熱水費等の負担を条件として表示しているが、徴収しないことに適切な事由があると考えられることから、使用者等から光熱水費等を徴収していないもの	0	0	0	0
① 使用者等から光熱水費等を徴収すべきものであるが徴収していないもの	5	0	0	5

5 事例及び今後の対応

① 使用者等から光熱水費等を徴収すべきものであるが徴収していないもの（5件）

使用許可等の内容	未徴収の光熱水費等	使用許可等の始期	所管部署
入江崎総合スラッシュセンター内の工事で使用する仮設現場事務所等を設置するための用地の使用許可 【3件】	下水道使用料 ※水道料金は徴収	①令和元年6月3日 ②令和元年8月29日 ③令和2年9月14日	上下水道局下水道部
長沢浄水場内の工事で使用する仮設現場事務所等を設置するための用地の使用許可 【2件】	下水道使用料 ※水道料金は徴収	①令和元年6月18日 ②令和元年10月31日	上下水道局水道部

【対応】

未徴収分の下水道使用料について使用者と調整等を行い、順次徴収してまいります。

【原因及び再発防止策】

使用許可等の手続きに係る光熱水費等への認識の欠如が原因であると考えられるため、職員による場内施設の再確認や、複数の職員によるチェックを行うことなどにより、再発防止に努めるとともに、今回の事例を踏まえ適切な手続きを行うよう通知を発出し、職員への周知徹底を図ります。